

船
橋
市

農委だより

第92号 平成28年8月1日発行

(年2回発行)

発行 船橋市農業委員会

編集 農委だより編集委員会

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047(436)2742~5

URL <http://www.city.funabashi.lg.jp> (船橋市役所)

e-mail nogyo@city.funabashi.lg.jp



甘いとうもろこしが穫れました (坪井小学童農園)

**平成28年度 農業モニター
32名を紹介しします(敬称略)**

4月22日、今年度の農業モニターの委嘱状伝達式を行いました。

モニターの方々には、1年間の任期中にアンケートや先進地視察・座談会などを行い、その中で出された意見・要望等を公正に聴取して、市や県等の農政施策に対する意見として反映させていただきます。

完倉 正則 (飯山満町)
鈴木 弦 (馬込西)
田中 大介 (印内)
小川 幸作 (咲が丘)
佐久間 純子 (南三咲)



福田 定男 (八木が谷)
田中 良雄 (上山町)
加藤 操 (西船)
三橋 貴誉子 (東町)
武藤 恵美子 (上山町)
海老原 寿生 (中野木)
土橋 栄子 (三山)
飯塚 咲子 (山手)
角頼 敏行 (小野田町)
金子 正子 (宮本)
石井 洋輔 (神保町)
石神 啓二 (古和釜町)
日暮 宗一 (古和釜町)
佐藤 伸夫 (三咲)
田中 裕之 (印内)
加藤 真始 (西船)
三橋 眞理子 (古作)
鎌倉 純子 (印内)
田中 輝美 (印内)
三橋 美佐子 (飯山満町)
高橋 祥子 (旭町)
近藤 操 (飯山満町)
近藤 久美子 (飯山満町)
石井 文華 (二和西)
積田 小百合 (小野田町)
木村 陽子 (神保町)
豊田 正枝 (二和東)



27年度アンケートから

・援農について

援農ボランティアがあることに
ついては、「知っていた」と「知
らなかった」と回答した方がそれ
ぞれ約5割あった。

経営者の立場としての援農ボラ
ンティアの利用については、利用
したいと回答した方が約7割(う
ち条件次第利用が約4割、将来的
利用が約2割)あった。

条件次第で利用したいと回答し
た方のうち、「農業に関する基本
的な知識や技術を持っている人」
、「体力ややる気のある人」、「必要
な時に必要な人数できてくれる
人」と回答した方がそれぞれ約4
割あった。

・都市農業について

また、利用したい理由として現
状の労働力では賄いきれないた
め、年齢的にきつい、後継者がい
ないためと回答があった。

都市農業のメリットについて
は、新鮮な野菜を売ることができ
ると回答した方が8割、地産地消
が行いやすいと回答した方が6
割、運送費が軽減できると回答し
た方が2割あった。

都市農業のデメリットについて
は、住宅地が近いことによる近隣
住民との問題と回答した方が6
割、固定資産税・相続税が高いと
回答した方が約5割、ゴミの投棄・
ペットの糞などによる被害がある
と回答した方が4割あった。

農業者年金でゆとりある老後設計を

- ① 国民年金第1号被保険者で、年間60日
以上農業に従事する60歳未満の人は
誰でも加入できます。
- ② 自分の年金原資を自分で積み立てる、
積立方式の確定拠出型年金です。加入
者や受給者の数に左右されません。
- ③ 保険料は月額2万円から6万7,000円
まで1,000円単位で自由に選択できま
す。
- ④ 80歳までの保証が付いた終身年金で
す。
- ⑤ 保険料は全額が社会保険料控除の対象
になり、年金は公的年金等控除の対象
となります。
- ⑥ 認定農業者や青色申告者等に対しては、
国から保険料の補助(2割～5割)が
あります。

※詳しくは農業委員会事務局まで
TEL 047 (436) 2745

農業委員紹介

農業委員になつて



飯島 行雄
(金堀町)

私は、金堀町で水田を中心に露地野菜を作り、直売所を開くという貧乏暇無しの経営をしています。農業委員としては14期41年、地域の農業と農地を守る事を頭に置いて委員の仕事をしています。役職としては、農政小委員と耕作放棄地対策検討委員長を務めさせて頂いています。

しかし、地域を見ると、このままでは農業をやる人が居なくなるといふ現実があります。それは、米、野菜、畜産、どれも割に合わない。生産者価格が低い事と、都市部での高額の相続課税により、水田や畑は毎年、宅地化と耕作放棄が進んでいます。後を継ぐものが居なくなり高齢化で農作業が出来なくなるといふ結果です。私たちはこの状況ももっと真剣に考えなければと思います。

また、食糧自給率の向上と、農産物の価格補償は世界の流れだといえます。消費者に喜んでもらえる米や野菜を作り続けられる農政にしたいものです。



神山 茂樹
(豊富町)

『村深く 都市化の波の押し寄せて 友また一人 農業を去る』
この句は私が学生時代に詠んだ句です。あれから40年近くたった今、農業の現状はどうなったであろうか。

農業委員になって、船橋の農業をつぶさに見る機会にも恵まれるなか、年々都市化して行く中でも農業に取り組み、農地が確保され、農業を続けている姿を見ると頼もしい思いがする一方、諸事情によりものすごい勢いで耕作放棄地になったり、宅地化が進み、農地がなくなり離農していったりする農家の姿を見ると悲しい思いがします。年々その勢いが増している気がします。この様な現状のなか農地転用などの許可をする他に、魅力ある農業を発信し、後継者を育て、その地域にあったいろいろな型の農業を守り育てて行くこと、それと市民に農業を正しく理解してもらい、農業の応援団になってもらうことも農業委員の大切な仕事の一つだと思っています。最後に先輩委員や事務局職員の皆様に助けられながらも農業委員として微力ながら農業を守る皆様のお役に立てるよう精進しますので今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



滝口 宏
(咲が丘)

私は、平成27年5月より船橋市議会の推薦により、農業委員として委員に就任いたしました。

農家出身の市議会議員が不在のような現状から議会推薦の委員としての責任を重く受け止めております。

また、農地法の改正により、現在の農業委員の選出方法が選挙から市長が議会の同意を得て任命されることとなります。

そのほか人数も現在の半分程度となり委員の任命には認定農業者や農業以外の中立的な立場の者また、女性や青年を登用することとなります。

新たに各地域に農地利用最適化推進委員が新設され、従来の農業委員と担当地域で現場活動を分担することとなります。

農地利用最適化推進委員は農業委員会が各地域別に委嘱することになります。

この様に制度が変更になります。が、議会の承認が必要となることから議会推薦委員としての経験を活かしてこれからも農業委員会に感心をもってかわって参りたいと思っております。



濱田 実
(上山町)

私は、法典地区(上山町・藤原)の皆様の推薦を受けて農業委員とさせて頂きました。早いもので、二期五年目になります。

農業委員では、審査会・農地パトロール等の調査、船橋市農委だよりの編集委員・耕作放棄地対策検討委員をしています。

毎年少しづつ耕作放棄地が増えていく要因として農業者の高齢化や身体故障等による労働力不足・後継者の問題などがあります。

今年は、耕作放棄地の取り組みを先輩や事務局の指導を受けながら地域の農家みなさんに少しでも力になれるよう勉強していきたいと思っております。



前号の農委だより(平成28年1月号)の2面の農業委員の紹介欄において、滝口宏委員の氏名が掲載されておりませんでした。この紙面にてお詫び申し上げます。

農業委員・農業モニター 消費生活モニター 合同視察及び座談会

5月9日(月)に農業モニターと消費生活モニター・農業委員との合同視察が行われました。当日は、午後より雨模様という予想ではありましたが、午前中はとても過ごしやすいた天気となりました。消費生活モニターの方々は天沼公園に、農業モニター・農業委員は運動公園駐車場に集合し、視察場所への移動となりました。今回は消費生活モニター39名、農業モニター12名、農業委員11名の参加となりました。

最初の視察場所は昨年と同様、行田にあるJAの直売所「ふなっこ畑」でした。ふなっこ畑の運営理念としては、「地産地消」を進め「地元消費者の農業への理解と共生」と



ふなっこ畑の店内見学

しているとのことでした。JAちば県北、JA柏、JA西船橋の合併によって、ちば東葛農協となったことや、生産基盤として野田、柏が一つのJAになったこと、各地域で生産されている野菜などについての説明がありました。

その後、「ふなっこ畑」の概要についての説明をいただきました。売り場面積281・6坪に対して、職員3人、フルのパートさん3人、ハーフパート(4時間勤務)25人で切り盛りしているとのことでした。

出荷者は183名、年齢構成は20代から80代と幅広く、最も多いのは60代との事でした。出荷者はすべて農家と思っていたのですが、構成の中に一般という区分がありました。主に手芸品とのことでしたが、中には野菜等を販売している方もいるとのことでしたので、このことについて尋ねると、JAへの農家登録されていない、言わばリタイヤして農業を始めた農家の分家さんとの事でした。この方たちも農家の人と一緒に農業等講習会に参加しているとの事でした。

次の視察は、船橋市農業センターに行きました。センター長より、農業センターの概要の説明がありました。この中で都市化の中で変化する農業環境に対応すべく、いろいろなことをしているとの説明がありました。

露地においては、ニンジン品種試験が行われており、所々に花が咲いていることに消費生活モニターの方も気が付き、それに対してセンター長から「今期は11月播きから17

品種の栽培試験をしています。この船橋にどの品種が最も適するか、また、播き時期の違いと品質などについて調べています」との話がありました。

その後、農場内を移動しながら説明を受け、ガラス室内ではトマト、きゅうりの栽培試験が、樹園地では梨の摘果、パイプハウス内では小松菜、ホウレン草の試験が行われていました。またパイプハウスの一つはトウモロコシが作られており、ハウスの連作による余肥を吸収させる試みをしているとのことでした。その後、大根の収穫体験を行い視察を終えました。



大根の収穫体験(農業センター)

昼食後は、北部公民館にて消費生活モニター、農業モニター、農業委員が6班に分かれ「都市農業と地産地消」をテーマに班ごとの話し合いが進められました。全体会で各班からの発表があり、消費生活モニターの方々からは「船橋で作られている



班別座談会(北部公民館)

農産物が手に入りづらいのどうしたらよいか」、「新鮮なものがほしい」、「行田のふなっ子畑は遠い、北部地域にも直売所がほしい」、「直売所マップを出して」などの意見が出されました。また、TPPや後継者問題を心配する声もありました。農業者からは、「農産物が安くて、とても農業だけでは生活できない現実があり、子供に後を継げと言えないし逆に継ぐと言われたらどうしよう」、「農業を公務員みたいな職業にできればいいのに」、「仕事は楽しいし、魅力がある、何より人間にとって必要な食物を作っているというほこりがある」などの発言がありました。

最後に経済部長から、直売所マップについては、JAと相談しながら検討していきたいとの発言がありました。年々、消費者の方々の農業に対する関心が深くなっているように思います。

農業委員視察研修

今年の視察研修は6月30日から7月1日の2日間、農業委員17名と事務局3名の合計20名で茨城県と群馬県を訪問しました。

最新の栽培技術を研究 筑波大学技術センター

初日の1か所目は、筑波大学技術センターへ。同センターは、農林技術の向上や発展に寄与する目的で、大学院教育や、社会貢献活動、最新の栽培技術等の研究活動を行っている所です。

まず、私たちを迎えてくれたのが、芝刈りロボットでした。その様子は掃除ロボットと同じです。会議室で15分位ビデオを見ながら栽培技術等の説明を受けた後、大学の最新の技術を見学に行きました。

ハウスの中のパレットではたくさんの野菜が栽培されていました。田は20×30aあり、研究所で飼料米を作っているそうです。米は10aで



400kg位採れます。果樹園ではりんご、なし、すももなどのジョイント栽培を研究しています。まだ3年位なので、木と木の間隔が狭くなっており、また、太くなる木に被害が出ると木を切っていくそうです。

カネコ種苗株式会社

2か所目は、カネコ種苗株式会社へ。ここは、創業は100年を超える農業関連の総合企業です。最新鋭の各種設備を備えた14ha120種を超える試験圃場施設です。

ハウスの中はトマトやきゅうりなどが見事に栽培されていました。暖房は「温湯暖房機」という湯をパイプの中を通してラジエーターのような所で温めるものです。ランニングコストは安いのですが、初期投資が大きくかかるようです。

他には、茶豆風味の枝豆や、盛夏期でも作れる「すごい菜」という小松菜などがあります。

また、船橋のブランド野菜でもある人参もあり、新しい品種の「KAV-702」人参は、マルチ栽培で発生する青首がこの品種では少ないそうです。興味を持ったのは、人参の畝間に雑草を抑制させるための植物がありました。

出荷量日本一 JA 嬬恋村・高原キャベツ圃場

2日目は晴天となり視察日和となりました。ここでは、JA 嬬恋村農畜産課の熊川さんに説明して頂きました。嬬恋村は夏秋キャベツに特化した栽培をしており、その規模は、

圃場3,060ha。標高700～1400mにある農家440戸で6～10月にかけて出荷し、高原キャベツとしてはシェア70%を誇る出荷量は、日本一の壮大な生産地との事でした。

因みに県別キャベツ生産量は、1位愛知県、2位が群馬県だそうです。出荷形態は370戸(70%)がJA出荷、他は個別出荷し、大阪・名古屋・東京の大都市圏向けが約90%と殆どを占め、北は宮城県から南は沖縄県まで出荷しているそうです。出荷量はピーク時で日量20万ケース(主に10kg箱)、今年のシーズン目標は1,870万ケースだそうです。また、マーケティング検討会によりニーズに対応した品種と量の作付をスケジューリングしているそうです。

主な質疑応答では、連作障害は冬期休耕が功を奏しているのか殆どないこと、作業不足は中国・ベトナム等から研修者約150名を厚遇(衣食住等)して受入れしていること、各農家の圃場はリスク回避の意



味合いから分散していること等の話を聞くことができました。

次に、バスで圃場内の観光道の「つまごいパノラマライン」に入ると、高原の山肌に沿うように壮大なキャベツ畑が広がり、そのスケールに圧倒されました。生産地が観光スポットにもなっているのです。生産地が観光客を誘い嬬恋ブランドを高めるという連鎖が出来上がっていることを強く感じました。

最後に収穫キャベツの鮮度を保つ保冷倉庫を見学し、倉庫内は出荷済で空でしたが、約1,300㎡の保冷室内は冷気が残り、倉庫の底部に観光バスがすっぽり入る規模に驚きました。

田園プラザかわば

視察の最後は、道の駅「川場田園プラザ」を見学しました。関東甲信地方のトップクラスの人気を誇るだけあって広大な敷地内は、地ビール等の各種工房・レストラン食事処・ちびっ子ゾーン・物産センターなどが散在し、さながらテーマパークの様相でした。その中で物産センター(ファーマーズマーケット)を見学しました。入口付近の黒板に手書きで人気ランキングが書いてあり(野菜は1位ブロッコリー、2位タマネギ、3位キュウリ、土産は1位飲むヨーグルト、2位群馬県米雪ほたか、3位地ビールヴァイツェン等)、店内は特産品の陳列が目につく様に配置されていました。

買物客の話に耳を傾けると遠方からここに来ることを目的にしている方がたくさんいるのに驚きました。

他市の耕作放棄地への 取り組み（視察）

大網白里市市民農園

2月2日（火）、船橋市の耕作放棄地対策として、県内他市の市民農園を農業委員と農業委員会事務局職員、農水産課職員との計18名で視察しました。

大網白里市の市民農園は、市民農園整備促進法が平成2年に制定され、平成3年に「市民農園整備に関する基本方針」を千葉県が制定するなかで、整備促進を掲げました。当



時東京など都市圏からの転入者が増える中、住民同士の交流や、農家と非農家との交流による農業への理解を広げることが必要となっていました。また住民から自分の手で農作物を作る農園が欲しいという要望もありましたが、町内には設備の整った市民農園はありませんでした。

このため、市民農園整備検討委員会で数回協議し、地権者とも10数回にわたり協議した結果、平成16年6月19日に市民農園の利用を開始しました。

農園の大きさは6,253㎡、区画数は193区画、1区画が15㎡で賃料は月あたり510円だそうです。施設は木造平屋のミーティングルーム、トイレ、倉庫などがあります。開設後の管理は、地主や指定管理を希望した業者が行い、年3回の草むしりや収穫祭などもあります。

区画の隣同士のトラブル対応などは、開園してから1年半ぐらいで発達した、利用者の会が行っています。他に区画外の草むしりや機械の操作、作付の指導など、解らない事があると指定管理者や先輩などが教えるそうです。他の区画の雑草を採ってあげたりもしているそうです。駐車場が20台しかなくスペースが足り

ないのではとの質問には、平日の利用者の7～8割は主に定年を迎えた人で、土・日は主に勤めをしている人なので、駐車場が埋まることはないそうです。

機械を使うということで、賠償責任保険などを掛けており、草刈や収穫祭の時などは、さらに上乗せの保険をかけるそうです。

柏井きらくファーム

平成13年5月に市川市の北東部、柏井町の市街化調整区域内農地に開設しました。開設者は梨とトマトの専業農家の鈴木康夫さんです。

ここは休耕田を活用したもので、個人で開設したものとしては県内で初めて市民農園整備促進法に基づく整備を行った市民農園で、農家が1人で開設できる標準的な農園ではないかと思っています。

開設は平成13年5月19日、大きさは2,749㎡、区画数30㎡が48区画、50㎡が8区画、設備としては、休憩所・簡易トイレ・駐車場・井戸などがあります。

開設の時の経費としては、盛土・整地・スローパーハウス・杭・農機具等合計で125万円ぐらいで出来



たそうです。50cmぐらいの高さの盛土と整地を知り合いの業者に無料でやってもらったということです。

平成18年に利用者組織で「きらく会」が組織され、管理運営指導員の負担は軽減され、農園の維持管理がスムーズに行われるようになりました。毎月の定例会での情報交換、栽培に関する勉強や視察、季節のイベントなどを通じて利用者組織は自立していきました。

最近では、梨やトマトの援農活動に協力いただいているほか、観光いも掘り農園の運営もお手伝いしているそうです。

学童農園報告

子供達が農業体験を通じて食糧や農業の大切さを学び、豊かな心を育むとともに、本市農業への理解を深めることによって農業振興を図ることを目的として、平成17年から市内小・中学校で学童農園を実施しています。

今年度は5つの小学校と2つの中学校で学童農園が実施されています。

子供達への栽培指導にあたっては事業の目的を考慮するとともに、次の事項に留意して指導することを決めました。



- (1) 作物はどのように育つのか
- (2) 作物の生命力について
- (3) 太陽や水等、自然の大切さ
- (4) 農地の大切さ
- (5) 堆肥や微生物による土づくりについて
- (6) 播種から収穫までの作業について
- (7) 肥料の必要性
- (8) 安全でおいしい作物を作るために必要なこと
- (9) 農薬の必要性
- (10) 作業の苦勞と食べる喜び
- (11) 農家が、どういう気持ちで作物を作っているのか
- (12) 食べ物の大切さ

前原小学校

土と遊んだことがない児童が多くいます。子供だけで泥だらけになる

農地の賃借料情報

農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における実勢賃借料についてお知らせいたします。

（平成27年1月～12月・金額は10アール当たり）

区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田	16,200円	21,100円	7,700円	26
畑	19,300円	28,600円	10,100円	102
樹園地*	32,600円	53,200円	18,000円	13

○「データ数」は集計に用いた筆数。賃借料を物納支給（水稻）としている場合、60kgあたり12,634円に換算。金額は、算出結果を100円単位に四捨五入

経験はほとんどありません。

宅地が多くマンションが建ち並ぶ環境の中で、子供達は生活しています。本校の児童にとって、三年生での「サツマイモ」、四年生での「落花生」の栽培学習は、自然に触れる貴重な機会となっています。

いつもながら、この学習を支えていただいている農業士、農水産課の皆様。中でも、すべての作業に関わってくださっている農業士の天野晃様には、頭の下がる思いでございます。この場を借りてお礼申し上げます。

前原小学校教頭 五十嵐 正広

農地の貸し借りをするとき

農地を耕作目的で貸し借りする場合は、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく手続きが必要です。

農地法による賃貸借の場合は、契約期間が満了する前に、更新をしないための手続きをしない限り、契約は法定更新されます。

一方、基盤強化促進法では、契約期間が満了すれば、貸主に自動的に農地が返ってきます。離作料は発生しません。貸し借りを継続する場合は再設定の手続きをします。農業経営の規模拡大・効率化を図る担い手を支援するため、土地所有者が安心して土地を貸せるような仕組みになっています。ただし、利用権を設定できる農地は市街化調整区域内に限られます。

それぞれ一定の要件がありますので、農地を借りたい、貸したい希望のある方は、農業委員会にご相談ください。

※口約束はトラブルの元です！必ず正規の手続きをしましょう。

農地の出し手を募集中です

規模を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなどで、貸したい農地がある方は、農地のある市町村又は、公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構：以下機構）にご相談ください。機構が農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。貸付を希望する受け手がいる場合も御相談ください。

地域の農地の一定割合（二割超）を機構に貸す場合、その集落などに、地域集積協力が支払われます。協力の使い道は、担い手や集落の農地所有者などと市町村で協議し、地域農業の発展に繋がると考えられる

範囲で自由に決めることができます。

平成28年度の交付単価は地域内農地の貸付割合に応じて、10アール当たり1万5千円から2万7千円となっています。

また、離農又は畑に専念するため水田等の部門をやめ、その農地を機構を通じて、担い手に貸した場合に経営転換協力が貸付面積に応じて、1戸当たり5～70万円の範囲で支払われます。

なお、遊休農地は解消等をする必要があります。（東日本大震災の津波被災地域除く）。

その他に連続する2筆以上の農地などを貸し付けると、平成20年度の交付単価で、10アール当たり1万円が支払われる耕作者集積協力金もあります。

申告書・調査票の提出をお願いします

所有地及び耕作地に関する申告書

○10アール以上の農地を所有・耕作している方

○所有地に生産緑地又は納税猶予適用農地がある方

には、「所有地及び耕作地に関する申告書」を郵送しております。過去に申告されました内容を印字していますので、変更箇所を訂正・修正の上、変更の有無にかかわらず、提出をお願いいたします。

農業委員会ではこの申告書に基づいて農地法の許可や選挙人名簿登載申請の要件審査、各種証明書の交付等を行っていますので、お早めに提出をお願いいたします。なお、申告書に従事日数等の記入漏れがある場合、証明書の即時交付ができない場合がありますのでご注意ください。

農地管理状況調査票

○耕作地が10アール未満の方

には、「農地管理状況調査票」を郵送しております。

平成21年の農地法改正により、毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられました。農地を所有している方全てが対象となります。農地の適正利用のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

書類が届いていない、あるいは10アール以上の農地を耕作している方で、申告書ではなく調査票の方が届いた等の場合は農業委員会事務局へご連絡下さい。

連絡先 農業委員会事務局

電話 047(436)2745

農地の転用には許可・届出が必要です！

許可を取らずに転用した場合、他人が使用している場合であっても、地権者の責任で農地に戻していただくこととなります。

その他にも違反行為には法律上の罰則があります。

転用をお考えの方は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

7月～9月は

「農地違反転用防止対策強化月間」です。

◆詳細は船橋市農水産課

電話 047(436)2492
または、※(公社)千葉県園芸協会農地部 電話 043(223)3011までお問い合わせください。

相続税・贈与税の納税猶予を

受けている方へ

納税猶予制度の適用農地が耕作放棄されていると、納税猶予が打ち切りとなります。

打ち切りされた場合、猶予を受けている税額に加え申告期限からの利子税を納付しなければなりません。

納税猶予の適用農地も、貸し付けることができます（市街化区域内の農地は除く）。

農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けを行う場合は、引き続き納税猶予の適用を受けることができます。

ただし、20年間営農継続により納税免除に該当する方も、貸付けを行った場合は終身農地利用が必要になりますので、ご注意ください。

●あとがき●

東日本大震災以降、わずか5年間で火山の噴火や大雨による特別警報が各地で発令されるなど災害が続く中、熊本地震が発生しました。我々の住む船橋市は近年大きな災害はありませんが、各地の自然災害は対岸の火事ではありません。都市農業に対しては、新鮮な農産物の供給・担い手の育成の他に災害時の防災空間としての機能が強く求められており、それが、今回の地震を機に、改めて地域住民への理解を求めていく必要があると思います。